

ガス小売事業者 各位

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について（周知）

今般、LPガスの商慣行是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令32号）が令和6年4月2日に公布され、そのうち、液化石油ガス販売事業者による過大な営業行為の制限を含む一部が、同年7月2日に施行されたところです。これを踏まえ、下記について周知いたします。

記

別添の「適正なガス取引についての指針」に記載のとおり、ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがあります。また、当該行為は、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、ガスの適正な取引の確保の観点からも問題となる可能性があります。

なお、別添の「ガスの小売営業に関する指針」に記載のとおり、ガス導管事業者に対して支払った工事費等をガス料金に含めて回収する場合には、需要家への請求書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましいこと、供給条件の説明義務（ガス事業法第14条第1項）の内容として、「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用」（同法施行規則第13条第1項第8号）がガス料金に含まれる場合にはその旨を明示する必要があることなどにも御留意ください。

ガス小売事業者の皆様におかれましては、引き続き、ガスの適正な取引の確保に向けて、関係法令等の遵守をお願いいたします。

以上

○適正なガス取引についての指針（令和3年4月1日 公正取引委員会・経済産業省）（抜粋）

第二部 適正なガス取引についての指針

I 小売分野における適正なガス取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

⑥ 設備等の無償提供

ガス小売事業者がガスの小売供給に付随して需要家に物品や金銭等の景品類を提供すること自体は、事業者の創意工夫により需要家へのサービスの向上に寄与し得るものであるが、ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当な利益による顧客誘引等）。

○ガスの小売営業に関する指針（令和4年9月16日最終改定 経済産業省）（抜粋）

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(1) 一般的な情報提供

イ 望ましい行為

iv) ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記

小売全面自由化後、ガス小売事業者が締結する個別の小売供給契約において、ガス小売事業者がガス導管事業者に対して託送供給約款に基づき支払った導管その他の設備に関する工事費等を当該小売供給に係る料金に含めて回収することが考えられる。

このような場合、ガス小売事業者は、ガス料金の透明性の確保の観点から、需要家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましい。

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

1 供給条件の説明

(3) 説明すべき事項

ア 原則

ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第14条第1項及び施行規則第13条第1項）。

まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、施行規則第13条第1項の号数を示す。）。

（中略）

さらに、締結しようとする小売供給契約について、以下の事項についても説明をする必要がある。

- ・小売供給契約の申込みの方法及び申込みの取扱いに関する事項（第5号）
- ・小売供給開始の予定年月日（第6号）
- ・小売供給に係る料金（当該料金の算定方法を含む）（第7号）

・ 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項（第8号）

（※）具体的には、内管や本支管、整圧器等の設備の工事に伴い需要家に費用の負担が生じるのか否か（当該費用負担が小売供給に係る料金に含まれる場合にはその旨を明示することを含む。）及び当該費用負担の算定方法などが考えられる。

（以下略）